

ハ、國爭ヲ失敗ニ導ク事ヲ多イ嚴密ナ非合法ノモトニ中央部並ニ
戰場ニアチトヲ持ツコト然レ此間ノ連絡通信網ノ完備ヲ期スル
コト万一部又ハ全部ノ檢舉サレタ場合ノ第二段第三段ノ構ハ
是非完備レテ置カネバナラヌ

ハ、本部ノ第壹第貳第參以下順次ノ國爭委員長之ヲ指名シ全本
部員ハ本部ノ中央國爭主腦部ヲ組織スルコト

ニ、支部ノ第壹第貳第參以下順次ノ國爭委員ハ支部長之ヲ指名シ
全支部代議員ハ支部ノ國爭主腦部ヲ組織スルコト

ホ、其ノ他ノ戰時編成ハ本部並ニ支部國爭主腦部ニ一任メコト
一九三二 以上

第 2409 號

昭和七年十一月五日

大阪支所長 橋 本能 保 利

福岡出張所長 清 原 進 殿

新日本國民同盟關西事務局常任委員會開催ノ件